

## ○概算負担金の算定について

〔平成15年11月25日地基経第64号〕  
各支部長あて理事長  
第1次改正 平成16年3月31日  
第2次改正 平成16年11月8日  
第3次改正 平成21年10月26日

地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）第42条に規定する概算負担金は、地方公務員災害補償基金定款（昭和42年自治許第591号。以下「定款」という。）第17条の3第1項により、前々年度の決算に計上された定款別表第2上欄に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）ごとの職員に係る給与の総額にそれぞれ同表下欄に掲げる割合（その割合が定款第17条の2第3項の規定により引き上げられ、又は引き下げられたときは、その引き上げられ、又は引き下げられた割合とする。）（以下「負担金率」という。）を乗じて得た額にそれぞれ理事長が定める率を乗じて得た額を合計して算定することとされています。

また、定款第17条の3第2項において、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）（以下「地方公共団体等」という。）が廃置分合された場合における概算負担金の算定については、理事長が別に定めることとされています。

つきましては、概算負担金の算定に当たっては、下記のとおり取り扱うことといたしましたので、貴職から貴管下各地方公共団体等に対し必要事項を通知していただくとともに、その実施について遺漏のないようにお願いします。（第1次改正・一部、第3次改正・一部）

### 記

- 1 定款第17条の3第1項に規定する理事長が定める率については、毎年度、理事長から通知する。（第3次改正・一部）
- 2 定款第17条の3第2項の規定に基づき、新たに地方公共団体等が設立された場合等にあつては、当該年度の予算に計上された給与の総額を算定基礎として算定することとし、具体的には次のとおり取り扱う。（第1次改正・一部 第2次改正・一部、第3次改正・一部）
  - (1) 新たに地方公共団体等が設立された場合（(2)①及び(3)の場合を除く。）（第1次改正・一部、第2次改正・一部、第3次改正・一部）
    - ア 新設された年度  
当該年度の予算に計上された職員の区分ごとの職員に係る給与の総額にそれぞれ

れ負担金率を乗じて得た額を合計して算定する。

イ 新設された年度の翌年度

新設された年度と同じ（(1)のアを参照）。

ウ 新設された年度の翌々年度以降

定款第17条の3第1項の規定に基づき、前々年度の決算に計上された職員の区分ごとの職員に係る給与の総額にそれぞれ負担金率を乗じて得た額にそれぞれ理事長が定めた率を乗じて得た額を合計して算定する。

ただし、年度の途中で新たに地方公共団体等が設立された場合の翌々年度については、前記にかかわらず、新設された年度と同じ（(1)のアを参照）として差し支えない。

(2) 地方公共団体等が合併した場合（第1次改正・一部、第2次改正・一部、第3次改正・一部）

① 新設合併（A市及びB市がひとつになり、C市となる場合）

C市の概算負担金

ア 新設された年度

新たに地方公共団体等が設立された場合の新設された年度と同じ（(1)のアを参照）。

ただし、年度途中（4月1日以外の日）に合併した場合で、A市又はB市のいずれか又はいずれもがメリット制の適用対象団体であるときは、当該年度の予算に計上された職員の区分ごとの職員に係る給与の総額を、合併した年度の前々年度のA市及びB市の決算に計上された職員の区分ごとの職員に係る給与の総額で按分し、当該按分した額にそれぞれA市又はB市の合併前に適用されていた負担金率を乗じて得た額を合計して算定する。（合併関係市町村数が3以上である場合も同様）

イ 新設された年度の翌年度

新たに地方公共団体等が設立された場合の新設された年度と同じ（(1)のアを参照）。

ウ 新設された年度の翌々年度以降

新たに地方公共団体等が設立された場合の新設された年度の翌々年度以降と同じ（(1)のウ本文を参照）。

ただし、年度の途中で地方公共団体等が新設合併した場合の翌々年度については、前記にかかわらず、年度の途中で新たに地方公共団体等が設立された場合の翌々年度に同じ（(1)のウただし書を参照）。

なお、A市及びB市は、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号。以下「施行規則」という。）第46条の規定に基づき、消滅の日から

6月以内に当該年度の確定負担金を算定し、精算を行う。

② 編入合併（A市がB市に編入される場合）

B市の概算負担金

ア 編入した年度

新たに地方公共団体等が設立された場合の新設された年度と同じ（(1)のアを参照）。

なお、年度の途中で地方公共団体等の編入がなされ、予算の補正が行われた場合（暫定予算による場合で当該年度の予算が成立した場合を含む。）は、補正後の予算（暫定予算による場合は当該年度の予算）に計上された職員の区分ごとの職員に係る給与の総額にそれぞれ負担金率を乗じて得た額を合計して算定する。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。

イ 編入した年度の翌年度

新たに地方公共団体等が設立された場合の新設された年度と同じ（(1)のアを参照）。

ウ 編入した年度の翌々年度以降

新たに地方公共団体等が設立された場合の新設された年度の翌々年度以降と同じ（(1)のウ本文を参照）。

ただし、年度の途中で地方公共団体等が編入合併した場合の翌々年度については、前記にかかわらず、年度の途中で新たに地方公共団体等が設立された場合の翌々年度と同じ（(1)のウただし書を参照）。

なお、A市は、施行規則第46条の規定に基づき、消滅の日から6月以内に当該年度の確定負担金を算定し、精算を行う。

(3) 地方公共団体等が分割された場合（A市がB市とC市に分割する場合）（第1次改正・一部、第2次改正・一部、第3次改正・一部）

B市とC市の概算負担金

ア 分割された年度

新たに地方公共団体等が設立された場合の新設された年度と同じ（(1)のアを参照）。

イ 分割された年度の翌年度

新たに地方公共団体等が設立された場合の新設された年度と同じ（(1)のアを参照）。

ウ 分割された年度の翌々年度以降

新たに地方公共団体等が設立された場合の新設された年度の翌々年度以降と同じ（(1)のウ本文を参照）。

ただし、年度の途中で地方公共団体等が分割された場合の翌々年度については、

前記にかかわらず、年度の途中で新たに地方公共団体等が設立された場合の翌々年度に同じ（(1)のウただし書を参照）。

なお、A市は、施行規則第46条の規定に基づき、消滅の日から6月以内に当該年度の確定負担金を算定し、精算を行う。

(4) 地方公共団体等が消滅した場合（第1次改正・一部）

施行規則第46条の規定に基づき、消滅の日から6月以内に当該年度の確定負担金を算定し、精算を行う。